



2026/06/10 19:42 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年10月22日	不動産番号	4103000580470
地図番号	G51、52	筆界特定	余白		
所 在	北秋田郡比内町扇田字蟹沢			余白	
	大館市比内町扇田字蟹沢			平成17年6月20日行政区画変更 平成17年6月22日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
35番3	畑		128:	余白	
余白	余白		1037:	③103番を合筆	〔昭和42年7月7日〕
余白	余白		1730:	③錯誤	〔昭和42年8月25日〕
余白	余白		1683:	③35番3、35番4に分筆	〔昭和43年5月24日〕
余白	余白		1607:	③錯誤	国土調査による成果 〔昭和60年5月9日〕
余白	余白		1542:	③35番3、35番5に分筆	〔平成4年3月4日〕
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記	平成15年10月22日

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和61年7月4日 第7116号	原因 昭和61年6月27日贈与 所有者 北秋田郡比内町扇田字町後31番地8 明 石 昭 作 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月22日
2	所有権移転	平成27年9月1日 第7897号	原因 平成20年1月18日相続 所有者 大館市比内町扇田字町後31番地8 明 石 チ エ

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。